

除籍謄本の誤封入による個人情報の漏えいについて（市民課）

市民環境部市民課が郵送した除籍謄本について、誤封入により個人情報が漏えいした事案（以下「本件事案」という。）が発生しましたので、以下のとおり、本件事案の内容と再発防止策等について公表いたします。

また、関係者の皆さまには、多大なるご心配やご迷惑をおかけすることになり、心からお詫び申し上げますとともに、再発防止策を講じることにより、今後このような事案が生じないように努めてまいります。

1 事実経過

- (1) 令和8年6月24日（水曜日）
 - ・ 司法書士A及びBからの郵送による職務上請求書を受け付ける。
- (2) 同月25日（木曜日）
 - ・ 職務上請求等があった交付文書を印刷した際、司法書士Bに交付する除籍謄本を1部でよいところ、誤って2部印刷してしまう。
 - ・ 交付文書を請求書毎に仕分ける際、司法書士Aに交付する除籍謄本の中に、司法書士Bから請求があった除籍謄本（2部印刷したもののうち1部）が混入する。
 - ・ 司法書士Bに除籍謄本（2部印刷したもののうち残りの1部）を郵送する。
 - ・ 司法書士Aは手数料が不足していたため、郵送を保留する。この時、本来は行うはずの交付文書等の過不足確認を怠る。
- (3) 同月29日（月曜日）
 - ・ 司法書士Aから不足していた手数料（定額小為替）が到着したため、除籍謄本を郵送したが、司法書士Bから請求があった除籍謄本が混入したまま郵送してしまう。この時、封入した市民課職員は、交付文書等の過不足確認を実施済と誤認し、最終の確認を行わなかった。
- (4) 7月7日（火曜日）
 - ・ 司法書士Aの事務員から請求していない除籍謄本が混入していた旨の連絡があり、本件事案が発覚した。
 - ・ 司法書士Aの事務員に混入していた除籍謄本の返送を依頼した。
- (5) 7月9日（木曜日）
 - ・ 誤封入した除籍謄本に記載されていた方への謝罪のため、記載されている本籍地番を訪問するも不在であり表札もなかった。現住所及び連絡先を確認する手段がなく、謝罪することができなかった。

2 漏えいした情報

除籍謄本に記載されていた4名分の氏名、生年月日、性別、戸籍情報

3 漏えいの原因

- ・ 交付文書を請求書毎に仕分ける際の確認が不十分であった。
- ・ 請求書毎に仕分けた交付文書を1つ1つクリアファイルに入れる際、確認実施の有無を表示する仕組みがなかったため、封入した職員が確認済と誤認してしまった。
- ・ 交付文書の封入作業において、ダブルチェックを実施していなかった。

4 再発防止措置

- ・ 交付文書に間違いがないか確認する際、確認実施の有無を表示するため、確認者がサインをする。
- ・ 交付文書の封入作業を2人ペアで相互に確認しながら実施し、確認後すぐに封入する。